

金田町人の動き

(9月1日現在)

世帯数 2,562
 人口 9,377
 男 4,593 女 4,784
 出生 14 死亡 5
 転入 50 転出 39

かなだ

第167号

金 田 町 報

発行所 金田町役場総務課

編集兼 藤 川 義 臣
 発行人

印刷所 栗 林 印 刷 所

電話 (09474) ② 0506 番



第一回 金田町成人ソフト

ボール大会開催さる!

金田町中央公民館

【熱戦をくりひろげるソフトボール大会風景】

去る十月、金田町成人ソフトボール大会が華々しくかつも盛大に開かれました。このソフトボール大会は金田町民の親睦を深め明るい金田町を築くことを目的とし、また社会問題として取り上げられている成人病予防の一環とし、まずは、スポーツ、基礎体力づくりということで実施しました。

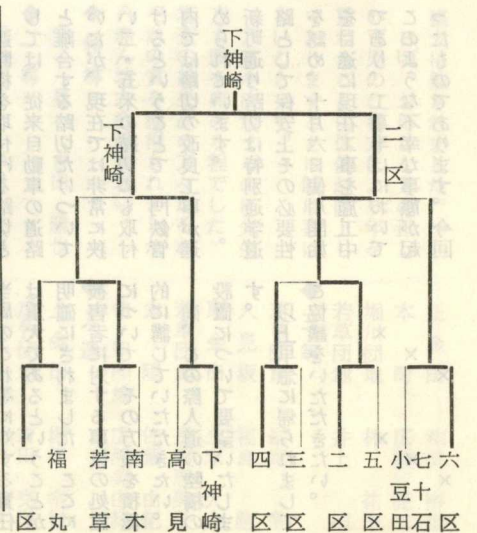
実施方法としては、町内地区館十六館を対象とし、うち十三館がこれに参加し秋日より、第一会場第二会場に別れて行なわれました。競技方法としてトーナメント方式、十二試合、午前八時より午後六時まで十一時間激戦に次ぐ激戦を重ね試合を終了しました。

成績は、優勝・神崎二公民館、準優勝・上金田公民館、三位・若草公民館、四位・人見公民館、参加人員は約二百名で大変盛況であった。関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

金田町軟式野球

試合結果報告

金田町中央公民館
 昭和五十三年度親善野球大会が四月より十月まで古谷グラウンドにおいて開催され、町内十二チームの参加により優勝を目指して競われました



その結果、上金田地区、マイティチームと真保カツターズチームが優勝決定戦まで勝ち進み、熱戦に次ぐ熱戦の末、マイティチームが初優勝をしました。この大会は、町民の親睦と社会体育の振興を目的として、毎年開催されており、今年で五回目になります。

なお試合結果は次の通りです。優勝・マイティチーム、準優勝・真保カツターズチーム、三位・イダテンズチーム
 参加チーム、十二チーム
 参加人員約二五〇名
 試合数六六試合
 試合方法リーグ戦

11月のこよみと行事

和名霜月(しもつき)
 霜がしきりに降りるので、それを略して霜月という。

- 1 日 灯台記念日
- 3 日 文化の日
- 15 日 七五三祝
- 17 日 乳幼児検診
- 22 日 心配ごと相談日
- 23 日 勤労感謝の日・新穀感謝祭
- 26 日 秋の全国火災予防週間

差別をなくすために (5)

金田町中央公民館

同和地区の世帯数は、大阪府、兵庫県がそれぞれ四万五、〇〇〇に達しており最も多く、地区内の総人口も世帯数とほぼ平行した分布を示しているが、同和地区人口は兵庫県の一六万三、五四六人が最も多く、福岡県の一、四四八、二八八、岡山県の五万八、六三五八、奈良県の五万六、一三〇八、三重県の四万八、三三八八、和歌山県の四万六、三三六八、愛媛県の四万四、六八五八、高知県の四万三、五五二八、埼玉県の四万一、四九六八がこれに達しており、同和地区人口一、〇〇〇人以下は、富山、石川、長崎の諸県であった。

同和地区内の総人口に対する部落人口の割合、すなわち、混住率は全国平均では六〇％だが、府県によりかなりの差がある。

また全人口に対する部落人口千対一・八で奈良の七二・一が最高で高知の五二・三がこれについているが、滋賀、兵庫、和歌山鳥取、徳島の諸県も四〇をこえている。

地区別の分布は、全国四一・〇地区の四分の一をこえる一、〇五九地区が中国地方にあり、関東地区が四八・九、九州の五二・一、中部の三六・三がこれにつき、北陸は三九、東北は二二・二となっている。

同和地区の世帯数の分布をみると、全国四〇万七、二七九世帯の約三七％にあたる一五万〇〇六世帯が近畿にあり、地区数の多かつた中国は、五万七、七四六世帯、関東、中部、九州をそれぞれ五万六千六百世帯の間にある。

同和地区人口は、全国一、〇〇〇、〇四三人のうち約四五％にあたる四九万八、〇六一人が近畿に集中しており、中国は一五万人をこえ、関東、四国、九州は一〇万七、一五万の間であり、北陸は七、〇二二人であった。

以上のように、地区人口が近畿周辺に集中していることは、封建社会体制に属して同和地区人口が居住しなければならなかったという基本の要因を示すものである。

混住の状況

市町村の階層分合、都市化のすう勢、さらに大都市における同和地区のスラム化等により混住がみられることは一般的傾向といえよう。混住が進んで実態調査の対象外になったものもある。

全国平均でみると、同和地区内総人口に対して同和住民の占める割合は、六〇％であった。

議会だより 議会事務局

昭和五十三年第七回定例町議会が昭和五十三年九月二十六日日本町議会議事堂に招集され、七日間の会期により諸議案が慎重審議されたのとおりそれぞれ可決されました。

議案第三十七号 田川郡町村公平委員会委員の選任について《選任同意》
田川郡赤村大字内田二七一二番地 太田 益雄
大正四年七月十八日生育委員会委員の選任について 《選任同意》
金田町大字金田一一二五番 村上 渡
明治四十五年四月十五日 日生

議案第三十九号 金田町国民健康保険高額療養費金貸付基金条例の制定について 《原案可決》
議案第四十号 専決処分を報告し承認を求めるところについて 《採択》
専決第二号 昭和五十三年度金田町一般会計補正予算(第三号) 補正額一、五〇〇千円 《原案可決》
議案第四十一号 昭和五十三年度金田町一般会計補正予算(第四号)について 《原案可決》
議案第四十二号 金田町簡易水道特別会計補正予算(第二号)について 補正額四、四九三千円 《原案可決》
議案第四十三号 金田町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について 補正額三、二八〇千円 《原案可決》
議案第四十四号 工事請負契約の締結について 《原案可決》
議案第四十五号 工事請負契約の締結について 《原案可決》
議案第四十六号 工事請負契約の締結について 《原案可決》

陳情書の審議
① マッサージ、針灸治療費の一部助成方について (採択)
② 踏切り事故防止対策について (採択)
公立下田川病院建設特別委員会の設置について (8名)
委員長 藤元 俊治
副委員長 大島 陸雄
委員 吉田 春義
委員 木戸 幸義

委員 吉田 志郎
委員 米家 荒雄
委員 中島 力
委員 守田 保
委員 倉田 保
委員 吉田 志郎
委員 米家 荒雄
委員 中島 力
委員 守田 保
委員 倉田 保

踏切事故防止対策について
去る九月十六日午後六時ごろ金田町新町通り国鉄伊田線の無人踏切りにおいて本町小学校児童が直方発伊田行きデゼルカーにはねられるという悲惨な事故が起りました。

このことに対し、宝見行政區長からの陳情書が議長宛て提出され、事故の原因究明並びに今後の踏切り安全対策等について、九月二十六日午後一時三十分から本町議事に国鉄当局の出席を求め、話し合いを致しました。その結果は次の通りです。

● 国鉄当局出席者 電気部信号課長外二名
「国鉄」
遮断機を取付ける踏切としては、従来自動車の道路と離合する踏切だけについていたが、現在の踏切は非常に狭い二・五米の踏切にも取付けるということで、門鉄管内では踏切の改良工事が進められています。

新町通り踏切は特別通学道路として保安上その必要性を認め、十月六日使用開始を目途に現在工事を施工中であり、工事半ばにおいてこのような不幸な事態が起ったものであります。今回

そこで、この間の踏切に対する安全策が講じられなかったという責任から国鉄当局のこれ等に対する責任は重大であるということが明確にされました。ここに被害者に対する事後の処置について、その方策を積極的に講じていただきたい。尚、この際人道の陸橋の設置について要望いたします。

以上早急に帰られましてご協議をいただきたい。

慰霊祭挙行さる!



【稲荷神社において撮影】

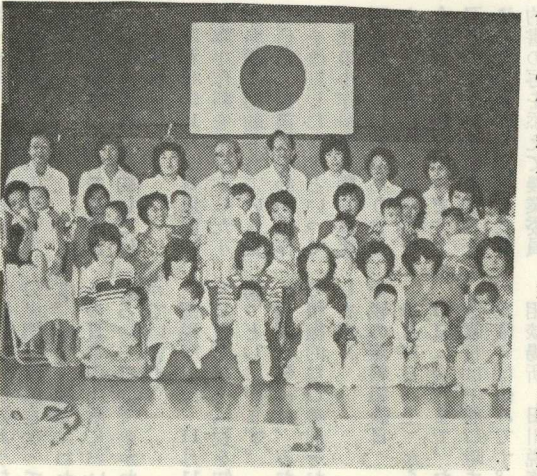
九月二十五日の初秋、秋荷神社の境内にある忠魂碑前晴れのもとすがすがしい稲荷の前でおそかに第一回の慰霊祭が挙行されました。

去る昭和四十七年十月に建立されました、日支軍大東亜戦争における戦死死者二百五十二名の名前が記された碑の前に哀悼の意を表した次第であります。

参加されました、ご遺族の方八十三名、他に主催者並びに来賓の方々をあわせて九十八名の多きに達しました。二百五十二名の戦没者に比較しますと、未だしの感を禁じえません。

今後、毎年同所におきまして慰霊祭を挙行致しますので、ご遺族の全員の参列を希望します。

地下に眠る国の礎となられた英霊に対し、深い感謝と今後の日本の平和を祈願いたしまして、ご報告にさせていただきます。



【乳児コンクールで入賞された方々】

昭和53年度 乳児コンクールの結果について

去る9月29日午後1時30分より恒例の乳児コンクール及び一斉検診を中央公民館において多数参加を得て盛大に催されました。

日頃、お母さん方の正しい育児のご努力により年を重ねるごとに体位が向上しておりますことは誠に喜ばしいことです。

入賞を決定するのには先生方も頭を痛める程でした。審査の結果次の方々がそれぞれ賞を獲得されました。

◆赤ん坊大会受賞者◆
◆特等◆
宝 見 吉田 雅也
◆一等◆
堀川団地 岸田 政和
南 木 貞国 忍
◆二等◆
上金田 和田 裕也
本 町 広沢 亮二
堀川団地 林 祐子
若草団地 井上 梢
◆三等◆
若草団地 峯岡 竜
人見坂 福島 勝
東金田 永末 大介
若草団地 長田恵美子
太 陽 佐藤 由紀
亀ノ甲団地 広渡美由紀
◆入選◆
上金田 堀田 幸村
成川団地 吉田 克洋
東金田 持尾佳代子
若草団地 佐藤 和子
若草団地 藤川 志保

十一月詠草

金田町公民館短歌教室

講師 友清 隆雄 藤本 唯彦
室 とよ 阿部 重宏
夕飯も撰らざるままに馳せ 風鈴の音ゆるやかに鳴る朝
つけし 理事会の顔一齋に 旅立つ父の靴磨きをり
われに向く
秋祭の笛にひかれてまう獅 玉串を捧げ詣つる遺族らの
子に 稚子は連らなり舞は 顔にあはあは木の間洩る
輪になる

呼び騒ぐ幼子の声に顔出せ 嵐過ぎ表も裏もなき巨樹
ば 福智嶺の上にいでし名 枝を透かして秋空が見ゆ
月
退院の日より散歩もスケジ ユールの一つに人りたり
朝に夕べに
少なくなりし山菜採りにゆ 静寂と孤独のあいだをさ
く 夫を見送りて表に出で まよえり 忘れえずして
筆をにぎるかな
松の根っこ一本の色あざや 暑き陽の輝くグリーンにボ
かに 姫島つつじ咲く姫島 ール追ふ 汗流るれど心
の春 地よよきかな

【俳句】
かたわらに架かる橋見て 辰島 宗一
渦は泣き
金比羅の青葉に遠くさぬ 亀田シノブ
き富士
藪小路奏でる虫に歩を踏 吉武善次郎
ます
秋空にトンボ逃げ舞う孫 和田 玉吉
の網
台風や倒れし稲に立ちす 大島 啓子
くみ

【俳句】
夢のせて瀬戸の内海船は 辰島 宗一
行く 淡波の鳴門に渦を 訪ぬる
南国に旅果つ夜のそぞろ 桑野つる絵
寒街道の礼所のしるべ 彼岸花
岩盤打つ石の音色の爽や 岩野 克芳
かに秋晴やしばし憩の舞 姿
限りなく広がる稲の穂黄 辰島 はつ
金の波うたせつつ秋はた けなわ
水青し英彦の流れつり人 出水 静夫
の川面に写つる影二つ三

お知らせ



新制度

高額療養費資金貸付制度発足

保 健 係

このたび金田町では、高額な医療費の支払いが困難な国民健康保険加入の世帯主に対して、その医療費支払いのための資金を貸付ける高額療養費資金貸付制度が、十月診療分から実施されます。

二、貸付金額

自己負担(三割)から三万九千円を差引いた額の九〇%(但し千円未満は切り捨て)で三十万円を限度とする。

三、貸付条件

(1)利率 率……無利子
(2)償還期限……当該高額療養費の支給を受けた日から5日以内

(3)償還方法……一括償還
(4)担保……当該高額療養費

一、貸付対象者
(1)金田町国民健康保険の被保険者であること。
(2)高額療養費の支払いが

尚、くわしい貸付申込みについては住民課係係保でおたずね下さい。

標準小作料が改訂されました

金田町農業委員会

①標準小作料改訂額
当農業委員会は次のとおり標準小作料の改訂を決定し、昭和53年8月17日付けで公示しました。

②標準小作料とは
昭和45年9月30日以前からの貸借等には適用されません。

標準小作料を基準として

農 地 区 分	小作料の標準額 (10アール当り)	備 考	
		当該区分の主要作物 作物名	適用地域の範囲 10アール平均当量
畑・樹園 地等の別			
田 町 全 域	23,000	水 稻	480Kg 町 全 域

地主、小作人双方が話し合いで小作料額を決められるのは、昭和45年10月1日以降に設定された貸借等だけです。

昭和45年9月30日以前からの貸借借権等で統制小作料が適用されているものはそのまま昭和55年9月30日までつづきます。

③著しく高い小作料には減額勧告

標準小作料より著しく高い小作料の契約がなされた場合、農業委員会は、地主小作人双方に小作料を減額すべき旨、勧告できます。その基準は上記のとおりです。

④現在標準小作料を基準とした小作料で契約している方へ
昭和45年10月1日以降に標準小作料を基準とした小作料額で契約されている貸借は、農業委員会が小作料を改訂したからといって現在の小作料が自動的に変更されるものではありません。地主と小作人の双方で合意された場合のみです。双方で小作料を変更すると決めたときは、変更した契約書の写を添えて農業委員会に通知しなければなりません。

⑤農地法による許可を受けず農地を貸したり借りたりする場合には、農地法(第

3条)による許可を受けなければなりません。許可を受けずに貸し借りしたときは、ヤミ小作となり、農地法による保護がなく、場合によっては国が買収することもあります。

くわしいことは農業委員 会におたずね下さい。

税を知る週間

11月11日~17日

国は、国民が豊かで幸福な生活ができるように、幅広い活動を行っています。税金は、このような活動の大切な財源となっています。また、税金はわたしたちの日常生活においてもいろいろな面でもかかわっています。

国税庁では、11月11日から17日までを「税を知る週間」としています。

週間行事には、みなさんの積極的なご参加をお願いいたします。

※税の無料相談日

11月11日(土)から11月17日(金)まで、ただし土曜日は午前12時まで、日曜日は休みです。

相談場所 田川税務署

検察審査会について知っておこう

被害者はいままぐら相談を——皆さん、ふたやその周

囲の人で「窃盗」「おどし」「詐欺」「交通事故」などの被害をうけ困って各方面に話してみたら、納得のいく結論がでていない。またその犯人を処罰してほしいと警察や検察に訴えたが、その結果を裁判に廻さないことになり、これに不服だがさてこれを誰にどうしてもらったらよいのか、判らなくてそのままになっていることはありませんか。こんな方は「泣き寝入りせず検察審査会にご相談ください」

◆検察審査会はこのよう 被害者の不満を聞いても一度調べ直してみることを仕事とします。

◆検察審査会は裁判所の中 において民間の代表者十 一人で構成された事件に ついて検察官のした不起 訴処分の良い悪いを審査 するため記録を調べたり 証人を呼んだり、実施見 分などを調べてみて 議決します。

もし、不当と判断すれば 検察庁に起訴するように 申入れをします。

◆検察審査会に相談や申立 てをされる方は田川裁判 所の中にある 左記事務局にお問い合わせ 下さい

田川市千代町一の五
田川検察審査会事務局
電話(〇九四七四)
②〇一六三番

暴走族

「無免許なみ厳罰」
道路交通法が改正され、本年十二月一日から施行されます。

改正の柱は五本あります。そのなかで「暴走族」に対しては、これまで個々の違反行為にしか適用しなかったのを、新しく現行の無免許運転と同じ「8点」無車検車と無保険車の運用借用に対しては、「6点」の違反点数、運転免許停止「30日間」の行政処分が科せられます。

尚、交通安全協会主催による法令講習会が十一月中旬に行なわれますので、もれなく受講されますようお願いいたします。

ありがとうございました

桑野 勝 殿
永末 薫 殿

右の方より香典返しとして多額のご寄付をいただきましたので、有意義に使用させていただきます。

社会福祉協議会